

環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進 に関するパイロット・モデル事業実施要項

文部科学省初等中等教育局
大臣官房文教施設部
農林水産省林野庁
経済産業省資源エネルギー庁

(平成14年1月30日 13文科初第919号、13林政木第134号、平成14年1月24日資行第7号)

1 趣 旨

地球規模の環境問題が社会的に大きく取り上げられている現在、学校施設についても環境への負荷の低減に対応した施設づくりが求められていることから、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の具体的な整備推進と実証的な検討を行うため、これに関するパイロット・モデル事業を実施し、児童生徒等の環境教育に資するとともに今後の学校施設の整備充実を一層推進する。

2 事業形態

- (1) 本事業は、文部科学省、農林水産省及び経済産業省が関係事業について協力し実施する。
- (2) 本事業を円滑に実施するため、文部科学省、農林水産省及び経済産業省は必要に応じ連絡調整する。

3 事業実施対象

都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）

4 事業実施方法

- (1) 本事業は、原則として、公立学校施設整備事業の新增改築事業又は大規模改造事業に併せて実施する。
- (2) 原則として、初年度は、児童生徒等の環境教育へ活用することを踏まえ、環境を考慮した学校施設の具体的な整備方法等について調査研究し基本計画の策定を行い、次年度以降、基本計画に基づき建物等の整備を行う。

5 事業のタイプ

本事業のタイプは以下のとおりとする。ただし、複数のタイプを併用することも可能とする。

- (1) 新エネルギー活用型
 - ① 太陽光発電型
 - ② 太陽熱利用型
 - ③ その他新エネルギー活用型（風力、燃料電池等）
- (2) 省エネルギー・省資源型
- (3) 自然共生型
- (4) 木材利用型
- (5) 資源リサイクル型
- (6) その他

6 事業年度

各事業タイプとも原則として平成14年度から5年間とする。年限以降については、本要項の廃止も含めて見直しを行う。ただし、建物等の整備に関する負担（補助）は、原則として基本計画を策定した年度から3年以内とする。

7 事業実施対象の決定

- (1) 本事業を実施しようとする都道府県又は市町村は、別に定める書式により事業計画書を文部科学省に提出する。
- (2) 文部科学省、農林水産省及び経済産業省は、前項により提出された事業計画書の内容を審査し、事業内容に応じ協議した上で事業実施対象を決定する。

8 支援措置

本事業の実施に際しては、予算の範囲内で、文部科学省は(1)及び(2)、農林水産省は(3)、経済産業省は(4)の支援措置を講じる。また、その具体的な方法については別に定める。

- (1) 基本計画を策定するために必要となる調査研究経費を負担する。
- (2) 当該学校の建物等の整備について所要の経費を負担（補助）する。
- (3) 地域材等の木材を活用した学校施設の整備について所要の経費を補助する。
- (4) 太陽光発電その他の新エネルギー導入関係予算の一部を用いて補助する。

9 その他

本事業の実施に関する庶務は、関係課の協力を得て文部科学省初等中等教育局施設助成課が行う。